

平成29年10月

# 刈谷労働基準監督署からのお知らせ



刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

刈谷署 お知らせ



## □ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況:



<平成29年中に発生した労働災害の発生件数>

(9月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	19	131 (2)	-3 +1	建設業計	3	25 (2)	+2
食料品	4	31	+16 -1	土木		3	
繊維		3	+1	建築	2	17 (2)	-4 +2
木材・木製品		1		その他	1	5	+4
製紙・印刷		3	-1	交通・運輸業	2	39	-6
化学	1	14 (1)	+3 +1	陸上貨物業		3	+2
窯業・土石		7	-6	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄	1	9 (1)	-7 +1	商業	5	46	+6 -1
金属製品	5	24	-1	接客・娯楽業	3	17	+5
一般機械	1	6	-4	清掃業	2	14 (1)	+5 +1
電気機械		3					
輸送用機械	5	25	-6	上記以外	7	40	+4
その他製造	2	5	+2	合計	41	315 (5)	+13 +3

※ 本当計は、平成29年9月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ( )内は死亡者数を内数で表しています。

### コメント

昨年(平成28年)から増加傾向にある当署管内の労働災害は、今年に入ってから歯止めがかかっておらず、9月末時点で昨年のペースをも上回る状況となっており、**非常事態**と言っても過言ではありません。

業種別では、食料品製造業で対前年比**+16件**、そして、製造業以外では、**建設業、運送業、第三次産業**においては、第12次労働災害防止計画(12次防)の**目標の3割から7割増で推移**しており、**更なる削減をしなければなりません。**

災害内容では、近年多く発生している**転倒**災害では、通路等における**つまづき滑り**が目立ちます。また、転倒災害とほぼ同じ割合で**墜落・転落**災害が発生しており、**脚立やはしご、階段からの墜落・転落**が多く見られます。動力機械等による**はさまれ・巻き込まれ**災害も依然として多く発生しており、**この3つの災害で全災害の過半数**を占めています。

12次防の実施期間もいよいよ終盤を迎え、こうした状況を打破すべく、刈谷労働基準監督署と各災害防止団体が連携して、10月から12月までの間、**転倒防止、はしご・脚立からの墜落・転落防止、動力機械等によるはさまれ・巻き込まれ防止、荷役作業による災害防止**などに重点的に取り組み、碧海地域の労働災害撲滅を目指す『**No more 労働災害**』キャンペーンを実施することといたしました。(詳しくは、[こちら](#))

**災害ゼロは実現できる!**

**STOP! その作業、安全ですか? 今一度、確認しましょう!**

『災害ゼロは実現できる』との信念の下、事業者、労働者、すべての関係者が共通認識を持ち、経営トップは強いリーダーシップを発揮し、労働者は常に結果を考えた行動を実践することによって、組織として**安全文化・健康文化**を構築し、

『誰もが安心して、安全に、健康で働くことができる職場』を実現しましょう。

10月~12月は

キャンペーン期間です。

**No more 労働災害**

(裏面あり)

## □ 今月のトピックス

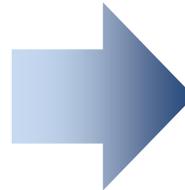
☆ **【ご注意ください!!】10月1日から特定最低賃金の一部でも最低賃金額が改正になっています。**

平成29年10月1日から、愛知県最低賃金は、  
**時間額 871円**に改正されました。

上記のとおり、愛知県最低賃金が改正されたことにより、この時間額を下回る次の特定最低賃金は10月1日から871円が適用されています。

＜特定最低賃金＞（効力発生日：平成28年12月16日）

最低賃金名	時間額（円）
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	<b>856</b>
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。)	<b>867</b>
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる商品を一括して、一事業場で小売する事業場が該当する。) 飲食料品の小売を中心とするコンビニエンスストアは該当しない。	<b>847</b>



最低賃金、確認した？

時間額
平成29年10月1日から <b>871円</b> が適用されています。

☆ 「**仕事休もっ化計画**」10月は**年次有給休暇取得促進期間**です。

- ① 仕事と生活の調和のために**計画的に**年次有給休暇を取りましょう。
- ② 土日・祝日に**プラスワン**休暇して、**連続休暇**にしよう。
- ③ **話し合いの機会**をつくり、**年次有給休暇を取りやすい会社**にしよう。

仕事休もっ化計画



### 【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して休業日を分散化する取組（キッズウィーク）が平成30年度からスタートします。  
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう。

☆ 10月は『**中小企業退職金共済制度の加入促進強化月間**』です。

独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度が中小企業退職金共済制度です。国が掛金の助成を行い、掛金は全額非課税などのメリットもありますので、労働環境整備の一環として、是非、ご活用ください。

この制度の説明会・個別相談会が、**10月20日(金) 14:00~16:30**

**イオンコンパス 名古屋駅前会議室A B (名古屋市中村区椿町18-22)**において開催されます。

詳細は、[こちら](http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/soudan/soudan02.html)

中退共



☆ 10月まで『**無期転換ルール取組促進キャンペーン**』が実施されています。

有期労働契約が反復更新されて**通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換**できること、これが「**無期転換ルール**」です。その多くが**平成30年4月1日以降**に効力が発生いたしますので、早急な対応が必要です。

詳細は、[こちら](http://muki.mhlw.go.jp/)

無期転換サイト



☆ 11月は『**過重労働解消キャンペーン期間**』です。

平成26年11月に施行された「**過労死等防止対策推進法**」において、11月は「**過労死等防止啓発月間**」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「**過重労働解消キャンペーン**」を実施し、次の取組を行います。

- 1 労使の主体的な取組を促します。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。
- 3 重点監督を実施します。
- 4 電話相談を実施します。
- 5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。